

別表

補助対象要件	補助対象経費	補助金の額
<p>1 設置は農地に限る。</p> <p>2 その農地で耕作した作物により収入を得ていること。</p> <p>3 受益面積の中に耕作放棄地及び遊休農地は含めないこと。</p> <p>4 電気柵は、30V未満の電池式又はバッテリー式に限る。</p> <p>5 電気柵の耐用年数が5年以上であること。</p> <p>6 耐用年数内の電気柵資材の買い替えは対象としない。</p> <p>7 他の同種の補助金との重複支給を受けていない又は受ける予定がないこと。</p> <p>8 過去5年以内に同種の補助金を受けていないこと。</p>	<p>電気柵本器 電池又はバッテリー（本器1台に対して1セットのみ） アース棒 ソーラー 支柱 フック 碍子 ゲート資材 柵線（コード） 危険表示板 等</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切り捨て）</p>